

大阪市告示第1684号

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月5日

大阪市長 横山英幸

次の港湾区域内にある工作物は、港湾法第37条第1項の規定に違反するので、令和8年3月5日までに撤去されたい。

その日までに撤去されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が撤去する。

所在地	物件
大阪市港区海岸通3丁目2-2地先	栈橋及び小屋

（大阪港湾局施設管理部海務課）